

2 共通事項

- この経営管理権集積計画の定めることにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。
- (1) 経営管理権に基いて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を受取ることに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。
 - (2) 委託者の義務
① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
② 経営管理実施権集積計画の公告により、経営管理実施権者が当該森林の経営管理実施権者として業務の履行を求め、また乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
③ 経営管理権の対象とする森林
当該森林にある立木等は甲に帰属する。
④ 経営管理権及び経営管理受益権の設定
この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後に当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとす。
 - (5) 租税公課の負担
甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
 - (6) 経営管理権の設定等の条件
乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
ア 甲が偽りその他の不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合
イ 甲が当該森林に係る権限を有しなくなった場合
② 乙は、災害その他の事由により当該森林において (1) に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができるとす。
 - (7) 森林への立入り及び施設の利用等
① 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
② 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
③ 乙は、(1) (13) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者と立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
④ 乙は、(1) に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
⑤ 乙は、当該森林の立木が第三者に対し損害を及ぼすおそれがある場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
 - (8) 甲への通知
当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されるときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。
④ 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
⑤ 当該森林の土地が公用又は公益事業の用に供されるとき
⑥ 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
⑦ 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
⑧ 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
⑨ 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
⑩ 損害の賠償
⑪ 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
⑫ 乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
⑬ 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
⑭ 経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
⑮ 甲は当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならぬ。
⑯ 甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
 - (13) 経営管理実施権配分計画の作成
乙は、甲から経営管理権の取得を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに経営管理実施権配分計画を作成し、乙が設定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
① 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林の経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に對して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
② 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
 - (14) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権者が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権者が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座